3　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

二　特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証、採用時一時金及び割増退職金（当該事業年度において信用金庫連合会又はその主要な連結子法人等の都合により退職した対象役員又は対象職員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乗せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項

三　繰延報酬等に関する事項

4　前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

［条を削る。］

（信用金庫等の報酬等に関する開示事項）

第三条　規則第百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（信用金庫の役員（信用金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条において同じ。）及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

2　信用金庫が子会社等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用金庫の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、信用金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫若しくはその連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫及びその主要な連結子法人等の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項